

「IT 競争政策意見募集」

郵政省

電気通信局電気通信事業部

事業政策課「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方に関する意見募集」担当殿

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方に関する意見」

2000年9月19日

元無線通信士 武田清春

論点の「5 通信主権等の確保」について、意見を述べます。

私は、87年の歴史を誇るモールス無線局「NTT銚子無線(CHOSHIRADIO/JCS)」が1996年3月に廃止されるまで、この無線局に22年間勤務をしていた者です。その後NTTは、日本で唯一残った海岸無線局であるNTT長崎無線電報サービスセンタ(「長崎無線(NAGASAKIRADIO/JOS)」)を1999年1月31日に廃止しました。

貿易立国であるわが国輸出入の95%を船舶輸送が占め(海運白書)その輸送は、「空洞化」どころか「真空化」と称されるほど日本籍船舶が激減する中で、多くの「便宜置籍船」や発展途上国の外国船舶が劣悪な労働条件・設備のもとで担われています。その多くがモールス専用船です。日本に入港するこれらの船舶が行う年間30万通(1996年度)もの国際無線電報は、日本国内の無線局全廃によって、モールス無線通信を行っている韓国など外国海岸局に頼ることになったのです。これは、独立国家として「通信主権」の放棄であり決して許されるものではありません。

なぜ「通信主権」を放棄してまで、無線局全廃となったか、それは、通信の公共性よりもうけを優先したからです。国が直接管理する体制(電電公社)であったらならば、決して廃止されなかったでしょう。

この苦い経験から、通信主権はどうあるべきか、そのあり方について述べます。

ご承知のとおり、通信主権は国際電気通信連合(ITU)憲章の前文「...締約国は、各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認し、...」とありますように、通信の国家主権を明確に規定しています。各国の通信主権を承認した上で平和的国際協力をうたっているのがITU憲章です。

それでは主権とは何か、「現代国家における主権は、国民が構成したものであるから(国民主権、主権在民)主権の行使を委託された国家機関(議会や政府など)は法律の制定や行政・外交に際しては、国民の権利・自由の保障や生活の安定にとくに留意しなければならない。このように、主権はそれを構成した国民のために用いる権

力ということで最高・絶対・唯一の権力とされているのであり、したがって、この主権を、外国勢力や私的な利益集団などに分割したり譲渡したりはできないのである（不可分、不譲渡）（日本大百科全書）とあり、これは誰もが納得できるものです。つまり、通信業務についても外国勢力や私的な利益集団などに分割したり譲渡したりはできないのです。しかるに現状は、規制緩和の名のもとに、NTTを除きすべての外資規制が撤廃されているとのこと。そのもとで外国資本がどんどん入ってきています。また、例えばNTTドコモは年間5000億円以上の経常利益を上げています。国の事業であった電電公社を、とんでもないボロもうけを上げる利益集団に分割したことにならないのでしょうか。一体、日本の通信主権はどうなっているのか。まさに、法治国家でありながら、法を無視した「無法」がまかりとおる国になっているのではないのでしょうか。

通信主権の重要性は、具体的には、電気通信が国民経済、国民生活を支える中枢機能を担っていることにあります。さらに警察・防災・医療など国としての基本的な機能の維持に関わり、国民の安全、財産の保護の見地から、非常時における重要通信の確保などに万全を期す必要があること。ライフラインといわれる電気・水道・ガス・公共交通などの維持にも通信が不可欠なことです。

これらの観点から、国民の利益を害する恐れのある外国企業による支配は認めるべきではありません。また、重要通信の確保などのためにも基盤的通信網の構築・維持は公的・一元的に行うべきです。例えば、NTTグループ企業は国営または公社制度にもとすべきです。

通信はどうあるべきか、もうけや競争の観点からみるのではなく、国民生活をどう豊かにさせるのかということに視点をうつして、根本から見直すべきではないのでしょうか。